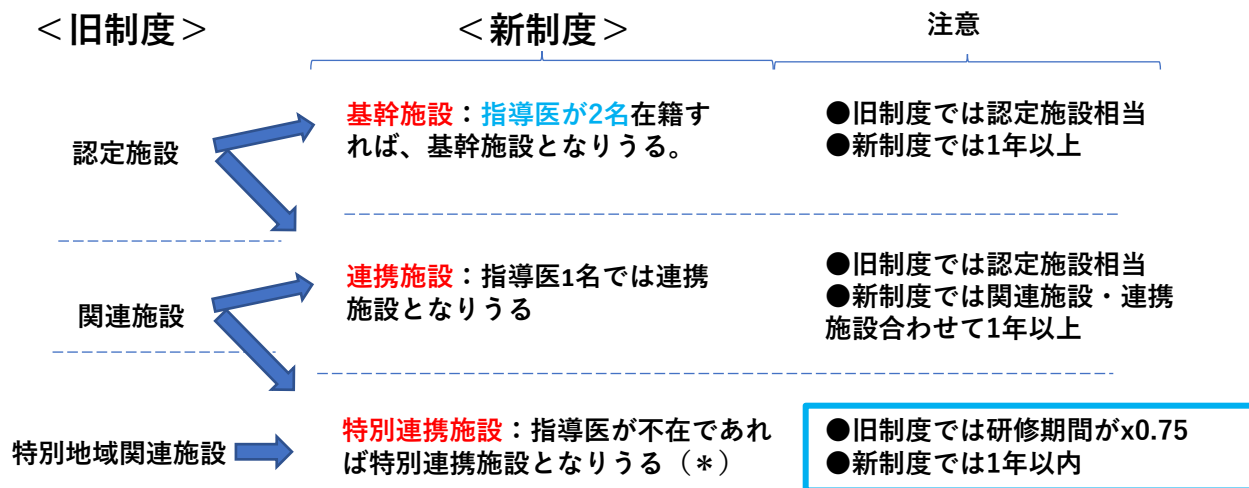


認定施設・関連施設の新制度への移行

➤ 旧制度と新制度の相違



*:呼吸器専門医もしくは関連分野の専門医・指導医で可

呼吸器内科領域専門研修プログラム(施設群)の概要

専門研修施設群	基幹施設	連携施設	特別連携施設
基本領域専門研修プログラム 専門研修施設(原則)	必須	必須でない	必須でない
呼吸器内科領域専門研修管理委員会 (上部委員会)	設置		
呼吸器内科領域専門研修統括責任者 施設研修委員会(下部委員会) 研修委員会委員長	1名(指導医) 設置 1名(指導医)	設置 1名(指導医)	
指導医/専門医(常勤)	指導医2名以上	指導医1名以上	※
呼吸器系病床	20床以上	10床以上	—
医療倫理講習会	開催	開催が望ましい	参画
医療安全講習会	開催	開催が望ましい	参画
感染対策講習会	開催	開催が望ましい	参画
CPC	開催	開催/参画	参画
呼吸器学会年次学術講演会/地方会	演題1題以上/年		—
受入専攻医数	指導医の合計数の3倍以内(2名以上)		
備考 (これまでの制度)	認定施設	関連施設 特定地域関連施設	

※:呼吸器内科専門医もしくは関連分野の専門医・指導医で可

専門医取得予定者：新・呼吸器専門医への制度移行

	基本領域資格	呼吸器専門医試験
現制度対象者 2015年までに 医師免許を取 得した人	認定内科医または 総合内科専門医または 外科専門医または 日本外科学会認定登録医 (認定内科医試験・専門医 試験は2020年まで実施予 定)	現制度) 基本領域資格取得後、認定 施設 ¹⁾ で3年以上、呼吸器研修し、 修了に関する証明書等を含む受験申 請書類および病歴要約を提出するこ とで受験可能 # 本制度での受験は2026年まで可 能とする (試験は新制度と同じもの とする)
新制度対象者 2016年以降に 医師免許を取 得した人	新内科専門医	新制度) 2018年4月以降、プログラ ムに属する2か所以上の施設で3年 以上研修し、修了認定されたものは 受験可能*

新・旧 呼吸器指導医の要件（抜粋）の比較

新制度の要件

- 基本領域の専門医および呼吸器（内科）専門医を取得していること。
- 非喫煙者であること（呼吸器内科領域専門研修統括責任者が証明すること）。
- 呼吸器（内科）専門医*取得後に、呼吸器関連学会での呼吸器病学関係の発表3編以上あること。筆頭発表者を1編含む。
- 呼吸器（内科）専門医取得後に、呼吸器病学関係の論文5編以上〈筆頭著者（またはCorresponding Author, equally contributed author）を1編含む〉あること。もしくは学位を有していること。
- 臨床研修指導医講習会などを修了していること。
- 呼吸器領域を診療する医師として十分な診療経験を有すること。
- 呼吸器（内科）専門医の資格を1回以上更新し、呼吸器疾患診療に従事していること。
- 基幹施設の呼吸器内科領域専門研修統括責任者から指導医としての推薦を受けること。

旧制度（2026年まで）

- 基本領域専門医の保持：認定内科医、総合内科専門医、外科専門医、日本外科学会認定登録医等
- 本学会会員として8年間以上呼吸器病学に関する研究活動を行っていること。
- 申請時に本学会の専門医であること。
- 本学会専門医の資格を取得した年度の4月から5年間認定施設*に勤務し、呼吸器疾患治療に従事していること。関連施設*における診療従事期間については、これに0.75を乗じたものとする。なお、留学期間は含まれません。
- 呼吸器関連学会での発表3編
他学会、地方会、国際学会も可。
- 呼吸器病学関係の論文5編
筆頭著者（またはCorresponding Author, equally contributed author）を1編含む。

*呼吸器専門医については、一定期間、旧制度の専門医も含む。なお、2026年に最後の旧制度専門医が認定され、2031年に新制度で更新予定である。

現在の呼吸器専門医・指導医：新制度移行

	新制度への移行	更新基準
現制度の専門医 (2026年まで新認定可能)	新制度の専門医に移行する。 移行方法は、2025年ころから、 機構専門医として更新すること による	更新基準は日本専門医 機構の承認待ち
現制度の指導医 (2026年まで 新認定可能)	<ul style="list-style-type: none">・ 現制度と要件はほぼ同じであり、 新制度の指導医に移行する。・ 要件のうち「専門医の保持」は、 一定期間旧専門医も認める。・ 現制度では役割ではなく資格と して認定しており、新制度でも同 様とする。	更新は別途定めるが、 専門医の更新は必須。

* 2022年に新制度の専門医が誕生する。彼らが更新時期を迎えるのが2026年度末すなわち2027年であり、この時に新制度の指導医が誕生する。要件はほぼ同じであり、2027年からは新制度の要件で指導医を認定する。